

国の感染症対策本部からの要請への対応

令和2年2月27日

2月27日付け、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の要請について、以下のとおり対応することとする。

- 1 小中学校、高等学校、特別支援学校の休校について
 - (1) 県立学校については、3月2日から当分の間、休校とする。
 - (2) 市町村立の小中学校・義務教育学校についても、同様に休校することを要請する。
 - (3) 私立の小中高についても同様の休校を要請する。
- 2 入学試験、卒業式などについて
 - (1) 入学試験、卒業式などを実施するにあたっては、感染防止のための措置や必要最小限の人数に限って開催するなどの万全の対策を講ずる。
 - (2) 市町村立の小中学校・義務教育学校並びに私立の小中高についても、同様の措置を要請する。
- 3 学生寮の運営について
学生寮を運営している学校については、できるだけ生徒の移動を抑制する観点から継続運営を要請する。
- 4 県立社会教育施設等の休館について
 - (1) 県立図書館などの社会教育施設や県立美術館についても、当分の間、休館とする。
 - (2) 県立社会教育施設等は、不特定多数の参加が見込まれる貸館行事について、当分の間、主催者に自粛を要請する。
- 5 保育所や幼稚園について
 - (1) 保育所や幼稚園については、保護者の仕事と子育ての両立支援のため、国の方針に基づき、引き続き開園していただくこととする。
 - (2) 各事業所においては、休暇の取得や時差出勤、テレワークなどについて、ご配慮いただくようお願いする。
 - (3) なお、県は職員の時差出勤、在宅勤務、子の看護休暇などの制度を積極的に活用することとしており、対象となる職員について明日、希望を調査する。